参考資料

数値目標及び活動指標一覧

数値目標及び活動指標一覧		
	人口10万人当たりの食中毒患者数（人）	（R7）13.7人 ⇒（R12）13.7人以下
	一斉監視におけるHACCPに沿った衛生管理を実施している事業者の割合	（R7）― ⇒（R12）100％
	《行　政》農薬危害防止講習会の開催数	６月～８月に実施
	《行　政》死亡牛のＢＳＥ検査頭数	検査対象の死亡牛全頭
	《行　政》牛飼育農家の立入検査実施率	100 ％（各年度の監視指導計画時の件数以上）
	《行　政》鳥インフルエンザ浸潤状況調査件数	100 ％（各年度の計画農場数以上） ・定点モニタリング（継続） ９農場 ・強化モニタリング（年1回） 国指針に基づく農場数
	《行　政》医薬品販売業立入検査実施率	100 ％（各年度の監視指導計画時の件数以上）
	《行　政》医薬品使用実態調査・指導（牛、豚、鶏）実施率	100 ％（各年度の監視指導計画時の件数以上）
	《行　政》薬剤耐性菌の発現状況調査件数	特定畜種から特定菌種が分離された件数
	《生産者》貝毒安全対策（貝毒検査検体数）	86 検体/年
	《行　政》魚病防疫・水産用医薬品適正使用等の巡回指導件数	44 経営体/年
	《行　政》魚病防疫及び水産用医薬品適正使用等講習会開催数	３回/年
	《行　政》かき出荷衛生対策講習会開催数	25 回/年
	《行　政》貝毒行政検査検体数	210 検体/年
	《事業者》広島県食品自主衛生管理認証新規取得件数	２件/年
	《行　政》食品衛生に関する人材育成のための講習会の開催数	200 回/年
	《行　政》食品衛生監視指導実施率	100 ％（各年度の監視指導計画時の件数以上）
	《行　政》食品の試験検査検体数	100 ％（各年度の監視指導計画時の件数以上）
	《行　政》と畜検査頭数	処理される家畜全頭
	《行　政》ＢＳＥ検査頭数	生体検査時に行動異常又は神経症状等を呈する牛全頭
	《行　政》食鳥検査検体数	大規模処理施設で処理される鶏全羽
	《行　政》医薬品類似形態の健康食品の買上げ検査検体数	10 検体/年
	《行　政》広島県輸入食品衛生対策協議会の開催数	１回／年
	《行　政》輸入食品の試験検査検体数	400 検体/年
衛生管理		
危機管理	**自主回収事案における回収着手までの所要日数**	（R7）平均0.4日 ⇒（R12）１日以内を維持
	《事業者》危機管理マニュアル整備率	（R7）66 ％ ⇒（R12）80 ％以上
	《事業者》相談窓口の設置率	（R7）74 ％ ⇒（R12）90 ％以上
	《事業者》回収報告の食品衛生申請等システム活用率	90％以上を維持
食品表示	**表示違反（不良）による回収件数 （過去３年平均）**	（R7）22件 ⇒（R12）８件以下
	食品表示一斉点検において改善指導を受けた施設の割合	（R7）54％ ⇒（R12）25％以下
	《行　政》食品表示講習会の開催数	30 回/年
	《行　政》適正表示推進者の育成数	50 人/年
	《行　政》米トレーサビリティ法に基づく確認調査実施率	100 ％（各年度の監視指導計画時の件数以上）
	《行　政》食品偽装表示対策チームによる調査件数	被疑事案の発生件数
	《行　政》食品表示適正化推進月間の一斉監視施設数	50 施設/年
	《消費者》食品表示ウォッチャーによる調査件数	1,000 件/年
リスコミ	**消費者における食品安全に関する知識の普及率**	（R7）― ⇒（R12）50 ％以上
	《行　政》電子媒体等を活用した情報発信の実施回数	60 回/年
	《事業者》意見交換会の開催数	20 回／年
	《行　政》食品安全推進協議会の開催数	２回／年
	《行　政》パブリックコメントの実施回数	４回／年
	《行　政》消費者を対象とした講習会等の開催数	80 回／年
	《行　政》消費者向けの食品安全情報の提供回数	50 回／年

は計画の数値目標、他は活動指標

用語説明集

用語説明 （五十音順）

〇アレルギー物質（食物アレルギー）

食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギーと呼んでいる。この免疫学的な防御反応とは、体の中に異物（抗原）が入ってくると、これに対して防衛しようとする働きにより、抗体がつくられるもの。アレルギー体質の人の場合、過敏な反応をして、血圧低下、呼吸困難又は意識障害等、様々なアレルギー症状が引き起こされる。

※ アレルギー物質を含む食品の表示（アレルギー表示）

令和８年９月末現在、アレルギー表示の義務付けられたものが９品目（えび、カシューナッツ、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生）、指導により表示を推奨されたものが２０品目（アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、ピスタチオ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン）ある。

〇遺伝子組換え食品

「組換えＤＮＡ技術」を利用してつくった農作物や微生物を使った食品のこと。

令和８年７月８日現在で、厚生労働省が安全性を審査したものとしては、トウモロコシ、大豆等の農作物が３４６品種、キモシン、α－アミラーゼ等の食品添加物が９４品目ある。

〇牛トレーサビリティ法

正式には、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」という。

牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とした法律。

畜産農家に対しては、牛の両耳に個体識別番号が印字された耳標の装着を、と畜者、販売業者並びに特定料理提供業者に対しては、個体識別番号等の表示を義務付けている。

〇貝毒

カキ、アサリ、ムラサキイガイなどの二枚貝が持つ自然毒のことで、食中毒の原因となることがある。

二枚貝はプランクトンを餌としており、これらのプランクトンの中には麻痺や下痢を引き起こす毒を持つものがある。このような有毒プランクトンが発生すると二枚貝はこの毒を蓄積して毒化する。代表的な貝毒には「麻痺性貝毒」や「下痢性貝毒」がある。

〇機能性表示食品

この制度は、事業者が食品の安全性や機能性に関する科学的根拠などの情報を国へ届け出ることで、機能性を表示することができるものであり、特定保健用食品と異なり、国が審査を行わないため、事業者は自らの責任において、科学的な根拠を基に適正な表示を行う必要がある。

〇景品表示法

正式には、「不当景品類及び不当表示防止法」という。

商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする法律。過大な景品の提供や、商品・役務の取引に関連する不当な表示を規制している。

〇ゲノム編集技術応用食品

ゲノム編集技術では、特定の塩基配列を認識する酵素を細胞の中で働かせ、その塩基配列上の特定部位の切断を行ったのち、生物のＤＮＡの持つ修復機構が働き、ＤＮＡ配列の変化が起こる。この技術を用いて得られた食品。

〇米トレーサビリティ法

正式には、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」という。

この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とした法律。

米穀事業者に対して、米穀等を取引時の入荷・出荷記録の作成・保存及び事業者間及び一般消費者への米穀の産地、米加工食品の原料米の産地伝達を義務付けている。

〇残留農薬

農作物等の栽培または保存時に農薬が使用された場合に、農作物等や環境中に残る農薬またはその代謝物をいう。食品衛生法により、農薬等が一定量以上残留した食品の流通や販売等が規制されている。

〇収去

食品衛生法に基づき、食品関係営業施設に保健所等の食品衛生監視員が立ち入り、試験検査をするために必要最小限の食品等を無償で持ち帰ること。

〇飼料安全法

正式には、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」という。この法律では、牛、豚、鶏、うずら、みつばち及び養殖水産物（ぶり、まだい、ぎんざけ、食用ごい、うなぎ、にじます、あゆ）が、栄養を補給する食物を飼料と呼んでいる。飼料や飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図るための法律。

〇食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

食育基本法及び広島県食育基本条例に基づく広島県食育推進計画により推進している。

〇食品衛生推進員

食品衛生に関する幅広い知識等を有する者に知事が委嘱し、食品衛生の向上に関する自主的な活動を行う。

〇食品衛生責任者

食品衛生に関する専門的な資格等を有し、各施設の衛生管理について中心的な役割を担う。営業者は、施設ごとに資格要件を満たす食品衛生責任者を選任しなければならない。

〇食品添加物

食品の製造の過程において、または食品の加工若しくは保存などの目的で添加、混和などの方法により使用されるもので、着色料、保存料等がある。令和８年 10 月１日現在、指定添加物として４７６品目、既存添加物として３２７品目の使用が認められている。

〇食品等事業者

食品等の採取、製造、輸入、加工、調理、販売等を行う事業者や集団給食施設等の設置者をいう。

〇食品の適正表示推進者

県内の食品等事業者及びその従事者を対象として、広島県食品表示対策連絡会等が開催する適正表示推進者育成講習会を受講した者。適正表示を推進するため、取り扱う食品表示のチェック、従事者教育のリーダー、情報収集、消費者への適切な説明及び行政施策への協力等を行う。

○食品表示ウォッチャー制度

県内の消費者団体が、日頃の購買活動を通じて得た「食品表示問題」に関連する情報を行政に提供する制度。

○ダイオキシン類

有機塩素化合物の一種で、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（ＰＣＤＤ)、ポリ塩化ジベンゾフラン（ＰＣＤＦ)、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーＰＣＢ）を指す。ダイオキシン類は多くの異性体があり、毒性が異なるため、２、３、７、８－四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した毒性当量（ＴＥＱ）で表される。人が多量に摂取した場合、発ガン性があるとされており、ごみの焼却のほか、様々な発生源から副生成物として発生する。

○動物用医薬品

専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品。牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚などの病気の診断、治療または予防などに使われる。食品衛生法により、動物用医薬品等が一定量以上残留した食品の流通や販売等が規制されている。

○特定保健用食品

からだの生理学的機能などに影響を与える保健効能成分を含み、、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨の表示をする食品。特定保健用食品として販売するためには、食品ごとに有効性や安全性について国の審査を受け、許可を得る必要がある。

○トレーサビリティ

英語の「トレース」（足跡を追う）と、「アビリティー」（できること）を合わせた言葉で、「追跡可能性」と訳されている。つまり、食品の流通及び製造・加工の各段階から生産現場まで原材料の出所や食品の製造元、販売先などの情報がさかのぼれること。

○広島県食品自主衛生管理認証制度

食品事業者の日々の衛生管理の取組を積極的に評価し、衛生管理水準の向上を図るとともに、県民へより安全性の高い食品を提供するために、ＨＡＣＣＰの考え方に基づく一定水準以上の食品衛生管理を行っている施設を認証するもの。

○モニタリング検査

検査対象品の実態を把握するために行われる、監視・観察の意味を持つ日常的・継続的な検査。

○リスクコミュニケーション

食品の「リスク評価」及び「リスク管理」について、消費者、生産者、事業者、学識経験者及び行政機関が、相互に意見交換するなど、社会的合意形成の道筋を探るために行う双方向的コミュニケーション。

○ＢＳＥ

「牛海綿状脳症」の略称で、細菌やウイルスではなく、牛に存在するプリオン蛋白が異常化し、神経系の組織を破壊する病気である。

○ＢＳＥ検査

生体検査において原因不明の行動異常又は神経症状を呈し、疾病鑑別の観点から検査が必要である（ＢＳＥである可能性を排除できない）場合に実施する検査。

○ＧＡＰ（農業生産工程管理）

農業において、ほ場の適切な管理や労働事故防止、食の安全対策等の実施など、安定的な経営を可能とする取組の一つ。

○ＧＬＰ（食品検査の業務管理）

食品等の試験検査の信頼性を確保するために、業務管理について具体的な事項を定め実施すること。検査部門に責任者を置き、施設・試験検査業務等の管理を行うとともに、検査部門から独立した信頼性確保部門に責任者を配置して内部点検や外部精度管理等を行う。

○ＨＡＣＣＰ

米国のＮＡＳＡが安全な宇宙食を供給するために開発した衛生管理システムで、原材料入荷から製品出荷までの各工程で、あらかじめ危害を予測、危害防止に繋がる特に重要な工程を継続的に監視・記録し、異常が認められたら速やかに対処する食品衛生管理手法。

○ＪＡＳ法

正式には、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」という。

農林物資の品質の改善、生産の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格（ＪＡＳ規格）による検査に合格した製品にＪＡＳマークを付けることを認めた「ＪＡＳ規格制度」、一般消費者の商品選択に役立てるために農林水産大臣が制定した品質表示基準に従った表示をすべての製造業者又は販売業者に義務づける「品質表示基準制度」からなる。

○ＳＤＧｓ

平成１３（２００１）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGｓ）の後継として、平成２７（２０１５）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」にて記載された令和１２（２０３０）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、１７のゴール・１６９のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。